

第 2 次行政改革大綱

平成 2 4 年 1 月 1 0 日

鳥取県西部広域行政管理組合

基本方針

1 基本的な考え方

鳥取県西部広域行政管理組合（以下「組合」という。）では、景気の長期低迷や国の三位一体改革に伴い、組合構成市町村の財政運営がますます厳しくなるとの予測に基づき、経費削減や事務事業の整理統合等を進めるため、平成19年1月に、平成18年度から平成22年度までを推進期間とする行政改革大綱を策定して、行政改革を推進してきました。

その結果、実施項目として計画した全40項目のうち95%の項目において計画を実施し、この5年間の実施計画期間中の行政改革の効果額は22億5千5百万円となり、計画期間中の取組により後年度確実に見込まれる効果額を含めると41億8千8百万円の効果が見込まれています。

一方で、行政改革大綱・実施計画期間が終了した現時点での組合をめぐる諸情勢は、行政改革大綱策定時点からは様々に変化をしてきました。

米国のサブプライムローン問題やリーマンショックによる世界金融危機で、世界の景気は急速に後退し、その後の各国政府・中央銀行による財政出動や金融緩和策、新興国の好調な景気に支えられて回復途上にありましたが、今年3月の東日本大震災による生産の落ち込みの影響や、欧州の債務危機、米国景気の後退懸念などにより、再び景気は減速が懸念されています。

国においては、平成24年度予算編成にあたり、震災の復興対策費は別枠としつつ、基礎的財政収支を平成32年度までに黒字化させる目標を引き続き掲げ、歳出分野の無駄を徹底して排除していくとしています。

また、組合構成市町村の平成22年度決算の状況は好転しつつありますが、今後も引き続き厳しい財政運営が見込まれており、近年、社会経済構造が変化するとともに、人口の減少と、少子高齢化が進行し、住民の行政に対するニーズも多様化して、日々変化をしています。

このような組合をめぐる諸情勢の変化の中で、組合においては、更なる行政改革の取組が必要と考え、単なる経費削減目的ではなく、住民ニーズに的確に対応して、住民が必要とするサービスの質を向上させるとともに、簡素で効率的な行財政運営の確立を図るため、平成22年度までの行政改革大綱に引き続き、第2次行政改革大綱を策定するものです。

2 改革の基本方針

前回行政改革大綱で未実施として残った項目（定員適正化計画の策定、給料表構造の見直し）や、実施中で今後も引き続き取組を継続すべき項目（不燃ごみ処理施設の

一元化の検討、最終処分場の今後のあり方の検討）実施済だが今後も引き続き取組を継続すべき項目（白浜・米子浄化場の集約化の検討、概ね３年毎の使用料・手数料の見直し、特別職の職員の報酬の見直し、時間外勤務手当の抑制、縮減、経常経費の節減）従来の実施項目のくくりの中から単独の項目として切り離して、内容をリニューアルして実施する項目（情報提供、広報、PR活動の推進）と、今後必要に応じて新たに追加して実施する項目について推進し、組合の施策の質を向上させながら、簡素で効率的な行財政運営の確立を目指します。

3 推進期間

この大綱は、平成２３年度から平成２７年度までの５年間を推進期間とします。

4 実施計画

大綱に基づく実施計画は、平成２３年度から平成２７年度までの推進期間中の取組内容及び目標を明記します。

5 推進体制及び進行管理

（１）推進体制

鳥取県西部広域行政管理組合行政改革推進本部設置要綱に基づく行政改革推進本部により推進します。

（２）進行管理

実施計画に基づいた進捗状況を行政改革推進本部へ報告して、行政改革推進本部による進行管理を行います。

行政改革推進の基本項目

- 1 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
- 2 職員定数の適正化
- 3 給与等の適正化
- 4 経費節減等の推進
- 5 情報提供等の推進

具体的方針及び改革事項

1 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

(1) し尿処理施設の集約化の検討

白浜・米子浄化場の集約化について、引き続き検討します。

(2) 不燃ごみ処理施設の一元化の検討

可燃ごみ処理広域化基本計画の見直し作業に合わせて、一元化の検討を続けます。

(3) 最終処分場の今後のあり方の検討

可燃ごみ処理広域化基本計画の見直し作業に合わせて、今後のあり方の検討を続けます。

2 職員定数の適正化

(1) 定員適正化計画の策定

前回大綱で未実施となつて残った定員適正化計画の策定を行います。

3 給与等の適正化

(1) 給料表構造の見直し

前回大綱で未実施となつて残った給料表構造の見直しを行います。

(2) 時間外勤務手当の抑制・縮減

引き続き、時間外勤務手当の抑制・縮減を続けます。

4 経費節減等の推進

(1) 使用料・手数料の見直し

引き続き、概ね3年毎に使用料・手数料を見直します。

(2) 経常経費の節減

引き続き、経常経費の節減を続けます。

(3) 特別職の職員の報酬の見直し

議会と調整を図りながら、実施時期の検討を行います。

5 情報提供等の推進

(1) 情報提供、広報、PR活動の推進

圏域住民に対する情報提供や広報、PR活動の充実を図ります。